

191

旨い郵便局もあり又おほい洋行不取扱上積
搬送を欠く向もある。熟て今般オ一後自ら
から更に一段の協力方申出があつたから可
能性ありあつた。

尙前記通牒では景辻六ヶ月向の折戻報
知書等は依り調査方通達して置いたが之れ
以前のものは就ひても生ずるだけ調査するや
うにして得て置かせられたい。

経留第九一号

振替送金拂渡済否証明書發行
事務取扱の徹底方に關する件

昭和二十一年七月十日第一復貢局經理部長

通信省貯金保險局長殿

陸軍

軍

標記の件に關しては本年三月二十日附貯金業第二二三号に依り配慮を煩してある改第であるが端末郵便局に於ては本件依然徹底せず、地方郵局に於ける支拂の清否確認事務取扱上因惑してゐる旨仄聞するので尚之が徹底方に關レ一段の御協力を煩し度く懇會する、即ち同通牒第四号に依れば「最近六ヶ月間ノ保存証據書ヲ調査シ」とあるので六ヶ月以前に發行の

分に就ては受付けられない事であるが、清否証明書を必要とするのは却つて右の「六ヶ月」以前に溯るよりが多く通常他に確認の手段全く無く留守宅の困窮も大であると之の場合が寡なんないので時に拂渡局より貯金支局宛轉送せられる等の手段を講じ假令六ヶ月以前發行の分に就ても同証明書を發行し得る様格別の御配慮賜り度い。

追て地方郵局に於て發行する取扱手帳、証明書には為し得る限り所要手帳を具備し調査に便なる様當方でも指導するから念の為申候る

以上